

## 重要事項説明書

共同生活援助（グループホーム）のサービス提供の開始にあたり、厚生労働省令に基づいて事業者があなたに説明すべき内容は次の通りです。

### （１）事業者の概要

名称	株式会社笑楽
所在地	岐阜県岐阜市宇佐2丁目1番1-101号
電話番号	058-213-3836
代表者名	代表取締役 藤田亜沙美

### （２）事業所の概要

種類	共同生活援助（グループホーム）（介護サービス包括型）
名称	共同生活援助 わらくの家
所在地	岐阜県岐阜市日野南3丁目8番8号
電話番号	058-377-3294
管理者兼サビ管	藤田 智也
サービス提供地域	岐阜市
サービス提供時間	年中無休 365日 その他緊急時は必要に応じて
対象者	精神・知的・身体障がい者
定員	10名 ・男性フロア5名 ・女性フロア5名
事業所番号	2120103920（令和4年8月1日指定）
サービス提供開始日	令和4年8月1日
目的	障がい者が、できる限り自立した生活を営むことができるよう支援するために、障害者総合支援法等関係法令の定める通り、生活能力の維持、向上を図るために支援を提供します。

運営方針	関係法令を遵守し、適正かつきめ細やかなサービスを提供します。
------	--------------------------------

(3) 事業所の設備

1 共同生活援助 わらくの家

建物	木造 2 階建て
主な設備	1・2階
	居室各 5 室 (定員 10 名) リビング・キッチン・食堂・浴室・トイレ・洗面所
防火設備	火災警報器、消火器、非常灯、誘導灯、避難はしご

(4) 事業所の職員体制

職種	人数	常勤		非常勤		常勤 換算
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者兼 サービス管理責任者	1	1				1
世話人	6	1		4		2.7
生活支援員	1	1				1

当事業所では厚生労働省の定める指定基準を遵守し、共同生活援助（グループホーム）のサービスを提供する職員として、上記の職種を配置しています。配置人数は異動等によりかわることがあります。

(5) サービスの内容

サービスの内容は「個別支援計画」に基づいて提供されます。この個別支援計画は事業所のサービス管理責任者が利用者やその家族等の意向を聞き作成します。作成後は利用者の同意を頂きます。

事業所内の居室及び設備の利用	居室、浴室、キッチン、食堂、トイレ、洗面所等の設備を提供。
自立に必要なサービスの提供や日常生活の助言	生活リズムの調整、調理、清掃、衛生管理、金銭管理、服薬管理、公共機関の利用などができるよう支援する。
専門的な相談	生活、福祉、医療等の相談を受けます。
サービス利用等に必要手続きの相談、助言	医療機関や行政機関、各関係機関との連絡等の支援。
その他、必要に応じた支援	個別対応で支援します。

体験利用における支援	生活上の不安の解消等を目的として、正式な契約締結前のご希望に応じて「体験利用」として支援を行います。
その他	当法人の訪問看護ステーション（24時間体制）の支援を受けて頂きます。

（6）利用料金

訓練等給付費対象外サービスの料金について

下記に定める内容の料金は、利用者の実費負担となります。なお、障害福祉サービス受給者証に記載されている負担上限額には含まれないのでご注意ください。

給付費対象外サービスについて		
種類	内容	料金
家賃	部屋代	33,000 円／月
光熱水費	電気、水道、通信費等	13,000円／月
食事代 (米代別途)	朝食代	210円／食
	夕食代	350円／食
	昼食代（希望者のみ別途）	350円／食
日常生活上必要となる諸経費	利用者の日常生活用品の購入代金等、負担して頂くことが適当であるもの。	2,200円／月
自己破損・鍵の紛失等による修理代金	設備等を破損した場合にかかる修理費用等。	実費相当額

※月途中で入退所された場合は日割りでの計算とします。

## 体験利用料金について

部屋代	1,100円／日
光熱水費	300円／日
食費	上記の記載金額

※上記費用は物価変動、その他の理由により改定することがあります。なお改定する場合は事前にご連絡します。

※入居希望の方には体験利用をして頂きます。入居希望がある場合は一度ご相談ください。尚、利用料は上記金額に準じて請求させていただきます。また、体験利用については連続 30 日以内、年間 50 日以内となっています。

### ウ. 利用料金の支払い

上記利用料金の支払いは、1 か月ごとに計算し、翌月 15 日までに請求しますので、28 日までにお支払いください。

支払いは、原則として自動口座引き落としでお願いします。

ただし、これによりがたい場合は、現金または振込でお願いします。

### エ. キャンセル料について

<食事>

2 週間前までに連絡をいただいた場合	無料
上記以外の場合	朝食 210 円 昼食 350 円 夕食 350 円

※大型連休や祝祭日の影響で、キャンセル料が発生する場合があります。

年末年始やゴールデンウィークは上記の期間に関してはキャンセルはお早めにお申し出くだ

(7) 記録及び情報管理等

事業者は法令に基づいて利用者の記録及び個人情報を適切に管理します。  
また利用者の個人情報については個人情報保護法に沿って対応します。

(8) 協力医療機関の概要

協力医療機関	
名称	公益社団法人 岐阜病院
所在地	岐阜県岐阜市日野東3丁目13-6
代表者名	理事長 鈴木裕一郎
電話番号	058-245-8171
診療科	精神科、神経科、心療内科、歯科

(9) 虐待防止のための措置

当事業所において利用者等に虐待が疑われる場合、またはその事実が確認された場合は、所在地の市町村に速やかに連絡し、必要な措置を講じます。

(10) 苦情・相談窓口

当事業所では社会福祉法第 82 条の規程により、利用者等からの苦情に適切に対応するための体制を整えています。

苦情・相談窓口	担当者 藤田 智也 平日 受付時間 8:30~17:00 電話番号 058-213-3836
岐阜県国民健康保険団体連合会  お住まいの市町村の担当課	所在地 岐阜県岐阜市下奈良2丁目2-1  受付時間 平日 8:45~17:30  電話番号 058-275-9820

(11) 当事業所ご利用の際に留意頂く事項

- ア. 調理、洗濯その他の家事、当番等は、可能な限り利用者と従業員が共同で行うこと。  
イ. 利用者同士のトラブルがないよう、親和をもって規律ある共同生活の維持に努めること。  
ウ. 身上に関する重要な事項に変更が生じた時には、すみやかに事業所に届け出ること。  
エ. ホーム内ではマナーを大切にし、次の行為はしないよう心掛けましょう。  
マナーやルールを守れない場合、退去していただくことがありますので注意すること。
- ①入居者は世話人による食事提供を受けることとするが、医療機関に入院する場合や、親類等の家に外泊、旅行などで不在にする場合等適切な理由がある場合はその限りではない。
  - ②喧嘩、口論、泥酔（迷惑飲酒）、室内での喫煙、暴力、金品の貸し借り及び賭けごと等、その他、住人に故意に迷惑をかけること全般を禁止する。
  - ③また指定された場所以外での喫煙、または焚き火、火の不始末などの行為。
  - ④内容に関わらず、ホーム内の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害すること。
  - ⑤許可なく壁、柱、窓等にものを貼付し、または釘類などを打つこと
  - ⑥ホーム内の物品・設備を傷つけたり、壊したり、施設以外に持ち出すこと
  - ⑦共用部分の利用時間等は、決められた時間を守り、個人で占有しないこと。
  - ⑧ホームの設備等を損傷したときは、直ちにその旨を管理者に届け出て、指示に従うこと。  
故意または過失によってホーム設備を損傷したときには、修繕費を請求する。  
退去時は居室のクリーニング代を別途いただきます。
  - ⑨ホームの利用料等を定められた期日までに支払うこと。料金滞納2カ月以上の場合、退去していただく場合があります。
  - ⑩薬は必要時従業員や看護師が管理することとする。
  - ⑪居室についてはできる限り各自で掃除し清潔を保ち、必要時は従業員が介入する。  
キッチン、リビング、浴室、トイレ等、共同スペースは利用者と従業員が共同で行うこと。  
また、許可なく他利用者の部屋には立ち入らないこと。
  - ⑫入浴時間は、できる限り PM4：00～PM8：00 の時間内に終えること。
  - ⑬洗濯時間は、できる限り AM7：00～PM9：00 の時間内に終えること。  
※ただし、仕事などで日中留守にする場合はその限りではない。
  - ⑭外出は基本的に自由だが、事前に帰宅時間を従業員へ伝えること。  
PM9:00に玄関を施錠するため、それ以降に帰宅する場合は事前に連絡すること。  
また、外泊については事前に管理者に届け出ること。親族以外の方の立ち入りは禁止とする  
※親族であっても宿泊は特別な事情がない限り禁止とする。
  - ⑮退居の希望がある場合は、60日前に事業所へ退居の申し出を行うこと。

以上、上記全ての事項を理解及び同意の上で、入居の希望を受け付けるものとする。  
利用規定を守れない場合か、あるいはそれに準ずる状態であると管理者が判断した場合には  
いかなる事情があっても速やかに退去に従うこと。

令和 年 月 日

共同生活援助利用にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

(所在地) 岐阜市宇佐2丁目1番1-101号  
(名称) 株式会社 笑楽  
代表取締役 藤田 亜沙美 印

(説明者) 共同生活援助 わらくの家  
氏名

本書面により、入居する共同生活援助の重要な事項について事業者から説明を受けました。

利用者

(住所)

(氏名) 印

(代理人または立会人等)

(住所)

(氏名) 印

(続柄)